

委託業務には給与支払報告書の作成等を含む

住民税の特別徴収を行わず、 税理士に損害賠償責任

原告（会社）の従業員の住民税の特別徴収手続を行わなかったとして、税理士（被告）に対し、債務不履行に基づく損害賠償として9万円余りを求めた事件で、東京地方裁判所（伊藤吾朗裁判官）は令和6年7月3日、令和3年度の給与計算業務についての委託業務の内容は、令和2年度と基本的に同様であり、給与支払報告書の作成・提出を含むものであったことが推認できるとし、原告の請求を一部認めた（令和6年（ワ）第3521号）。被告は、令和3年12月末日限りで税務会計契約を解約する旨の原告からのメールに対して特に異議を述べておらず、令和3年12月までは受任事務である年末調整事務を現に実施し、同年分の給与計算業務に係る報酬も全額受領していること等に照らせば、令和3年度の給与計算業務に係る委任関係が存続する旨を認識していたことが明らかであるとした。

契約には給与計算業務は含まれず

本件は、クライアントである原告（会社）が、税理士である被告に令和3年度年末調整に係る業務を委任していたところ、被告が業務の一部である給与支払報告書を提出して行う従業員の住民税の特別徴収の手続を行わなかったため、損害が発生したとして、被告に対し、債務不履行に基づく損害賠償として9万円余りを求めたものである。

原告と被告は、令和2年5月20日、税務会計に関する継続的役務提供サービス契約を締結し、その後、原告は令和3年12月27日

に税務会計契約を同月末日限りで解約する旨の意思表示を行った。なお、契約における被告の報酬に対応する受託業務には、給与計算及び年末調整に関連する業務（給与支払報告書等の作成・提出を含む）等の給与計算業務は含まれていなかった。

原告は、給与支払報告書の作成・提出は、令和2年度と同様に、原告が被告に委任した令和3年度の年末調整を含む給与計算業務の委託に含まれているなどと主張した（表参照）。

令和3年度の給与計算業務は前年度と基本的に同様

裁判所は、①令和2年度の給与計算に係る委任事務には、給与支払報告書の作成・提出を含む年末調整関連業務が含まれていたこと、②原告は、被告に対し、令和3年度の給与計算業務を委任したこと、③原告被告間の

給与計算に係る委任事務の報酬は従業員1人につき月額で定めるものとされていたところ、令和2年度と令和3年度の給与計算に係る報酬額は、従業員1人につき1か月当たりの額として同額であったこと、④被告の担当

【表】 給与支払報告書の作成等に係る債務不履行の有無に対する当事者の主張

原告（会社）	被告（税理士）
<p>原告は、令和3年12月頃までに、令和3年給与支払報告書の作成、提出を含む給与計算業務を被告に委任したが、被告は、令和3年度の年末調整に係る源泉徴収等の事務は行ったが、年末調整の翌年1月末日が提出期限である令和3年給与支払報告書提出を履行しなかった。給与支払報告書の作成・提出は、令和2年度と同様に、原告が被告に委任した令和3年度の年末調整を含む給与計算業務の委託に含まれる。また、従業員の個人住民税の特別徴収に係る手続には、市区町村への適切な給与支払報告書の提出が必要であるから、給与支払報告書の作成・提出義務には、特別徴収に係る手続を適切に行うことが含まれている。</p>	<p>本件税務会計契約には、①原告の報酬前払の懈怠を理由として、約定により令和3年10月末日に、又は②原告からの解約により同年12月末日に、契約が終了した。原告主張の令和3年給与支払報告書に係る委任がなされていたとしても、委任事務の発生は、税務会計契約の存在を前提とするものであることから、同契約が終了した以上、被告はその履行義務を負わない。</p> <p>また、被告が受任した原告の令和3年度の給与計算（年末調整を含む）業務には令和3年給与支払報告書の作成・提出は含まれないから、被告は令和3年給与支払報告書提出等の義務を負わない。なお、被告は、令和2年度については、給与計算業務に加えて、給与支払報告書の作成・提出も受任したが、令和2年度と令和3年度については、受任事務の内容が異なる。</p>

者であるYは、原告からの問い合わせに対し、令和3年12月に各自治体から届いた令和3年給与支払報告書について破棄してよい（つまり、原告による提出は不要）旨を回答したこと、⑤被告の担当者であるHは、令和4年6月、原告から給与支払報告書の提出がなされていない旨の指摘を受けた際、これが被告側のミスであることを認めて謝罪した上、直ちにその対応に取り掛かったことが認められるとした。以上の認定事実から裁判所は、令和3年度の給与計算業務についての委託業務の内容は、令和2年度と基本的に同様であり、給与支払報告書の作成・提出を含むものであったことが優に推認できるとした。

被告は、税務会計契約が、①令和3年10月末日に約定により終了し、又は②令和3年12月末日に原告による解約により終了したから、被告は令和3年給与支払報告書の作成・提出の義務を負わないと主張するが、裁判所は、被告は令和3年12月末日限りで税務会計契約を解約する旨の原告からのメール

に対して特に異議を述べておらず、そもそも同年10月で契約が終了していたと認識していたとは考え難い上、被告は、令和3年12月までは受任事務である年末調整事務（源泉徴収票及び源泉徴収簿の作成等）を現に実施し、同年分の給与計算業務に係る報酬も全額受領していること等に照らせば、被告においても、令和3年10月末日以降も令和3年度の給与計算業務に係る委任関係が存続する旨を認識していたことが明らかであるとした。

損害額はおよそ4万4,000円

なお、原告の損害額については、4万3,884円及びこれに対する損害遅延金となっている。内訳は、原告の従業員複数名について住民税の特別徴収の手続が適切に行われなかったため、原告において、社会保険労務士法人に委任し、各自治体への確認作業及び特別徴収への切替手続を行った、その報酬及び実費（3万2,884円）のほか、別の税理士事務所に委任した給与支払報告書再提出費用（1万1,000円）であった。